

修正事項

該当箇所	修正前	修正後
仕様書 P1 7 第 3-2-(2)	<p>指定管理者は、特別展示室および飲食・物販等の支払いにおいて、現金によるほか、キャッシュレス決済も導入することができる。ただし、キャッシュレス決済に係る一切の費用は、指定管理者の負担とする。</p> <p>ただし、現在調整中のため、方針については令和 7 年 8 月 1 2 日をもって決定する。決定後、市のホームページをもって公開するため、確認をすること。</p>	<p>指定管理者は、特別展示室および飲食・物販等の支払いにおいて、現金によるほか、キャッシュレス決済も導入することができる。ただし、キャッシュレス決済に係る一切の費用は、指定管理者の負担とする。</p>
優先交渉権者選考審査基準及び提案書記載項目 P 1 5. 事業に関する取組について	5. 1. 常設展示室の運営方針と取組	5. 1. 常設展示室および特別展示室の運営方針と取組
優先交渉権者選考審査基準及び提案書記載項目 P 1 5. 事業に関する取組について 5. 1. 常設展示室の運営方針と取組	<ul style="list-style-type: none"> ・常設展示について、貴社のコンセプト・考え方等を示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常設展示および特別展示について、貴社のコンセプト・考え方等を示すこと。